

## 目 的

本指針は、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものである。

## 災害廃棄物対策指針の策定の要点

- ✓ 災害対策基本法改正案(H24.5 閣議決定)、環境省防災業務計画(H17.10)などの関係法令・計画に基づく地震災害及び水害、その他の自然災害に対応（水害廃棄物対策指針との統合）
- ✓ 東日本大震災をはじめとする過去の災害の課題を踏まえ必要な項目を追加
- ✓ 被災地方公共団体だけでなく支援地方公共団体も対象
- ✓ 民間事業者等（建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体、産業廃棄物事業者団体、セメント事業者等）との連携について記載
- ✓ 都道府県及び市町村の整合性が必要であり、広域的な相互協力体制の整備の観点を強調
- ✓ 災害予防（災害への備え）、教育訓練に力点を置いての構成・記述
- ✓ 災害前・発災後に誰が何をしなければならないのか、時期区分で見て分かる構成
- ✓ 災害廃棄物の種類別の処理処分方法や分別・再資源化の推進についての記載の充実
- ✓ 災害廃棄物処理計画の作成や実際に行う処理業務の手助けになるよう、資料編を充実

## <本編>

### 【第1編 総則】

- 災害廃棄物対策指針の目的や基本的な事項を記載し、重点を実線枠内で強調

### 【第2編 災害廃棄物対策】

- 地方公共団体が地域防災計画を踏まえた処理計画の作成に資することを目的として、阪神・淡路大震災や東日本大震災で体験した課題に対する検討内容を中心に記載
- 各項目において、「処理計画の作成に必須」と考えられる補足資料を括弧内に太字で表示
- 各項目に資料名・番号を示し、必須資料（資料編）を容易に検索可能
- 特に発生頻度が高い大雨や台風などの水害対策については、関連する部分に（水害）のマークで強調し、各章の末尾に「水害廃棄物対策の特記事項」を統括的に提示

## <資料編>

### 【第3編 技術資料】

- 本編の項目に関係する情報のうち、主に災害廃棄物処理対策に係る発生量推計方法、協定書フォーマット、災害廃棄物種類別の処理方法等を添付
- 東日本大震災で出された環境省や国立環境研究所、被災地方公共団体のマニュアル等も添付
- 情報の集約化（プラットフォーム化）も意識。利用者がイメージしやすいよう具体例（東日本大震災の事例）を充実。計算例も記載。

### 【第4編 参考資料】

- 地方公共団体職員が事務手続きを行ううえで必要な法令や計画、様式集、国庫補助等

### ・組織体制の検討(指揮命令、情報収集、連絡)

### ・協力・支援体制の検討

- 自衛隊・警察・消防との連携
- 民間事業者との連携
- 都道府県・地方公共団体の支援
- 国の支援 など

### ・職員への教育訓練の実施

- 災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし継続的に更新。定期的な講習会・研修会等実施による能力維持 など

### ・一般廃棄物処理施設等の耐震化

### ・廃棄物処理施設の補修体制の整備

- 点検手引きの作成
- 補修に必要な資機材及び燃料の備蓄
- メーカー等との協力体制の確立

### ・し尿処理機能の確保に向けた対策の検討

- し尿の発生量の推計に基づく仮設トイレの備蓄及び民間団体(レンタル業者等)との協定締結
- し尿の収集体制の確立のための機材の確保 等

### ・災害廃棄物処理対策の検討

- 災害廃棄物等の発生量の推計・処理可能量の試算
- 処理スケジュール及び必要な人員の検討
- 処理フロー(災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化)の作成
- 収集運搬ルート、方法、体制、機材、連絡体制の検討
- 仮置場の必要面積の試算と候補地の選定
- 環境対策、有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策(環境対策が必要な箇所把握、化学物質等の保有状況把握、緊急対応マニュアルの作成)
- 仮設処理施設に求める能力や役割の検討
- 種類毎に処理方法、再資源化方法の把握、方針及び手順の確認
- 受入れ可能な最終処分場の検討及び民間事業者等との協定の締結
- 広域的な処理・処分に向けた手続き・様式の確認
- 関係法令の目的を踏まえ上で、必要な手続きの精査及び担当部署との手続き等の調整 等

### ・発災後の各主体の行動と処理主体の確認

#### ・協力・支援体制の検討

- 自衛隊・警察・消防との連携し、災害廃棄物の撤去や倒壊建物の解体・撤去を実施
- 協定等に基づき、民間事業者、地方公共団体へ支援を要請
- 都道府県と連携した体制整備(被災市町村からの支援ニーズの把握、技術面・制度面・体制面での支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等)
- 国の支援 等

### ・廃棄物処理施設の早期復旧

#### ・し尿処理機能の確保

#### ・避難所ごみの処理体制の確保

- 避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を実施(支援市町村等からの応援を含めた体制の検討)
- 避難所ごみ、生活ごみは既存の施設で処理を実施
- 発災後3~4日後には収集運搬・処理を開始し、廃棄物の腐敗に伴う害虫の発生や生活環境悪化に伴う感染症の発生及び蔓延を防止 等

### ・迅速な災害廃棄物処理の開始

- 災害廃棄物等の処理実行計画の作成(災害廃棄物等の発生量の推計、施設の被災状況を把握し、処理可能量の試算)
- 職員等の被災状況を把握し、関係部局と調整した上で、処理スケジュールの検討(①道路障害物の撤去、②仮設トイレ等のし尿処理、③有害廃棄物・危険廃棄物の回収、④倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去、⑤腐敗性廃棄物の処理)
- 関係部局やボランティア等を連携した収集運搬体制の整備(ルートの確認、運行管理、資機材の調達等)
- 仮置場の確保(必要な面積の継続的な見直し等)及び管理・運営(火災発生や二次汚染の防止措置等)
- 損壊家屋等の解体・撤去(石綿対策、LPガスや大容量バッテリー等の危険物への対応の周知等)
- 発生時期(季節や時間帯)に応じた優先順位の確認(腐敗性廃棄物の迅速な処理等)
- 応急対応時においても、再資源化を考慮した分別の徹底
- 進捗管理の実施 等

### ・住民等への啓発・広報

### ・災害廃棄物処理体制の確立

- 民間事業者の協力を得て、災害廃棄物の撤去や倒壊建物の解体・撤去、災害廃棄物の処理を実施
- 処理の進捗に伴い変化する被災市町村のニーズの整理とマッチング
- 災害廃棄物等の輸送体制の確立
- 広域処理体制の確立
- 仮設処理施設等の設置に向けた発注 等

### ・支援体制の確立

- 都道府県は、被災市町村への災害廃棄物処理体制の指導・助言・広域的な協力体制の確保、被害情報収集体制の確保、市町村・関係省庁・民間事業者団体との連絡調整等を実施。
- (事務委託の要請があった場合)被災都道府県が主体となって災害廃棄物処理を実施
- 国は、広域的な協力体制の整備を継続するとともに、災害廃棄物処理のための財政支援を実施 等

### ・廃棄物処理施設での処理体制の確保

### ・し尿処理及び避難所ごみの処理

- 平常時の処理体制への移行
- 設置した仮設トイレ等の撤去 等

### ・円滑な災害廃棄物の処理推進

- 災害廃棄物等の処理実行計画の見直し(処理の進捗に伴い、災害廃棄物等の発生量の見直し等)
- 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、稼働可能な人員、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを実施
- 道路の復旧状況や周辺的生活環境状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを実施
- 仮置場の管理・運営
- 進捗管理の実施
- 種類毎の処理方法、再生利用方法の検討(再生資材の積極的な活用に向け、復興計画や復興事業の進捗に合わせ、再生利用先との調整、広域処理必要量の見直し等)
- 環境対策、モニタリングの実施(労働環境や周辺環境への影響を防ぐため、建物解体現場や仮置場において、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・臭気等のモニタリングを実施) 等

### ・住民等への啓発・広報の継続